

京都市人権文化推進計画
平成23年度取組実績

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

• 全般	1- 1
• 女性	1- 4
• 子ども	1- 6
• 高齢者	1- 8
• 障害のある人	1-10
• 同和問題	1-11
• 外国人・外国籍市民	1-12
• 感染症患者等	1-14
• ホームレス	1-15
• その他の課題	1-16

2 各局区別の取組

• 各局区等共通	2- 1
• 環境政策局	2- 2
• 行財政局	2- 3
• 総合企画局	2- 6
• 文化市民局	2- 9
• 産業観光局	2-21
• 保健福祉局	2-22
• 都市計画局	2-35
• 建設局	2-36
• 会計室	2-37
• 北区役所	2-38
• 上京区役所	2-40
• 左京区役所	2-42
• 中京区役所	2-44
• 東山区役所	2-46
• 山科区役所	2-49
• 下京区役所	2-50
• 南区役所	2-52
• 右京区役所	2-54
• 西京区役所	2-56

• 西京区洛西支所	2-58
• 伏見区役所	2-60
• 伏見区深草支所	2-63
• 伏見区醍醐支所	2-64
• 市会事務局	2-66
• 選挙管理委員会事務局	2-67
• 監査事務局	2-68
• 人事委員会事務局	2-69
• 消防局	2-70
• 交通局	2-72
• 上下水道局	2-75
• 教育委員会事務局	2-77

京都市人権文化推進計画

平成23年度取組実績について

○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。なお、進行管理については第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般にかかる教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「(昨年度の)取組実績」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神の醸成及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成23年度取組実績について

- 取組事業数 450 事業
- 各事業が対象とする人権課題の別について、主に事業を行っている局区について下記に例示していますので参考にしてください。

主な所管局の例

- 女性・・・文化市民局等
- 子ども・・・保健福祉局，教育委員会，文化市民局等
- 高齢者・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- 障害のある人・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- 同和問題・・・文化市民局，都市計画局，教育委員会，保健福祉局等
- 外国人・外国籍市民・・・総合企画局，保健福祉局，文化市民局等
- 感染症患者等・・・保健福祉局，文化市民局等
- ホームレス・・・保健福祉局，文化市民局等
- その他の課題・・・文化市民局等

1 重要課題別の取組

全 般

【23年度の主な取組実績】

- 市民や企業等に向けて、人権情報誌を年5回発行した。市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」（2回）、企業に対し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すための諸情報を提供する企業向け人権情報誌「ベーシック」（1回）をそれぞれ発行するとともに、5月の憲法月間及び12月の人権月間には、市民と企業等、社会の構成員がともに人権について学び、考え、深めることのできるよう合併号を発行した。
(文化市民局45 2-17頁, 文化市民局58 2-19頁)
- 市民や企業等、社会の構成員に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権ワークショップ」を開催し、延べ60人の参加者を集めた。
(文化市民局41 2-17頁)
- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼び掛け、時宜を得た企業向け人権啓発講座の開催（10回開催）等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援した。
(文化市民局62 2-20頁)
- 幅広い市民に対して、人と人との交流の中で人権の大切さに気付き、考える機会を提供することを目的に、人権に関するイベントとして「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施した。結果として、749人の参加者を集めた。
(文化市民局40 2-16頁)
- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部をわかりやすく紹介する「京都市人権レポート」を平成24年3月に発行した。
(文化市民局27 2-13頁)
- 本市の人権にかかわる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」を構築し、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人権にかかわる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓

口の広報を実施した。

具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を平成23年7月に発行した。

(文化市民局28 2-14頁)

- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行うなど、建築物等のバリアフリー化の推進を図った。
(都市計画局2 2-35頁)

- 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の礎となる旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化については、平成14年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」で選定された14の重点整備地区(25旅客施設)を選定し、平成20年度までに、各地区において、交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会等が取り組むバリアフリー化事業の内容等を定める「基本構想」を策定した。選定した25旅客施設については、国及び京都府と協調して補助金の交付を行い、平成22年度までにすべてのバリアフリー化が完了している。

平成23年度は、「京都市交通バリアフリー推進検討会議」において、平成32年度を目標年次とする「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想を新たに策定し、10地区の「重点整備地区」を選定し、更なる旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化の促進に向け取り組んだ。

(都市計画局4 2-35頁)

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するため、「みやこユニバーサルデザイン」を推進している。

推進を図るための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、人にやさしい取組(工夫)を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業を実施している。平成23年度は新たに84件の情報発信を行った。

(保健福祉局9 2-23頁)

- 人権文化の構築に向けて、職員を対象とした研修を実施した。
(各局区等共通 8 2 - 1 頁, 行財政局 1 1 2 - 5 頁)

女 性

【23年度の主な取組実績】

<DV対策の強化>

- 平成23年度は、本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画（平成23年3月策定）を基に、総合的・計画的にDV対策の取組を進めた。また、平成23年10月には京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターを開所し、DV被害者への継続的な支援を実施している（来所相談245件、電話相談595件、訪問面談4件）。

（文化市民局9 2-10頁）

- 女性に対する暴力の防止、特にDVへの対策として、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに、関係機関、NPO団体等との連携の強化や、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV被害者を市営住宅に優先入居させたり、緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対する家賃相当の補助を行った。

（文化市民局7, 8 2-10頁）

- DVに対する市民の理解を深め、被害者を支える市民の取組を促進するため、DV被害者支援インストラクター養成事業を実施した（DV被害者サポーター養成講座は全5回実施、受講者58名のうち38名について修了証書発行、びーらぶインストラクター養成講座は全6回実施、受講者17名のうち17名について認定証発行）。

（文化市民局1 2-9頁）

<「真のワーク・ライフ・バランス」の推進>

- 市民ひとりひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて生きがいと充実感を得ながら生活できる社会を目指し、平成24年3月に「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画を策定し、公表した。

（文化市民局2 2-9頁）

- 「真のワーク・ライフ・バランス」の考え方を市民に周知するため、「地域デビュー講座」を6回実施した（延べ参加人数1,035人）。

（文化市民局2 2-9頁）

- 「女性の能力の積極的な活用」や「仕事と家庭生活の両立支援」など、男

女共同参画に率先して取り組む企業等（68社）を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組内容をPRするなどの支援を行った。特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対しては、市長表彰を行った（3事業者を表彰）。

さらに、中小企業等へのアドバイザー派遣や、事業者対象講演・情報交換会の開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努めた。

（文化市民局13 2-11頁）

<ウイングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催した。また、女性のための一般相談に加え、「女性への暴力相談」や男性カウンセラーによる「男性のための相談」などの相談事業を行った（相談件数1,937件）。

（文化市民局5,6 2-9頁）

- ワーク・ライフ・バランスやDVに関する理解と関心を深めてもらうため、人権情報誌に関係記事を掲載した。

（文化市民局45 2-17頁）

子ども

【23年度の主な取組実績】

- 子どもを健やかに育む社会を目指し、平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の一層の普及促進を図るため、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を平成23年4月に施行した。同条例に基づき、平成23年度から新たに、「京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」を年4回開催し様々な取組を進めるとともに、平成23年度「行動指針」の策定や「実践推進者表彰」（9団体を市長表彰）を行った。また、「憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした様々な広報活動を展開し、本憲章が、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場に広がるよう、普及啓発に努めた。
(保健福祉局7 2-23頁)

- 増え続ける児童虐待通告に対し、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うため、児童相談所の体制強化を図った。
また、「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づき、市南部地域の児童福祉の拠点として第二児童福祉センターの整備を進め、平成24年4月に開所したことをはじめ、警察等関係機関との連携の強化や、相談・支援へのニーズの増加、複雑化や、隙間のない支援の確立といった今日的課題の解消に向けた取組を推進した。
(保健福祉局5 2-22頁, 保健福祉局44, 45, 57~59 2-28~30頁)

- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供など、児童相談所との連携のより一層の強化を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見及び再発防止に向けた取組を推進した。また、児童虐待等に焦点を当てた「学校におけるソーシャルワーク実践研修」（教職員研修）を実施した。
(教育委員会22 2-81頁)

- 様々な事情により、家庭で生活できない子どもたちを、養育者の家庭に招き入れて養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親支援機関（児童福祉施設を運営する市内の社会福祉法人）が、里親サポートセンターを開設し、里親からの相談に応じるとともに里親相互の交流を図ったほか、訪問等による里親支援を実施した。
(保健福祉局1 2-22頁)

- 教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）において、不登校、

いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行った。(教育委員会 42 2-84頁)

- 学校・幼稚園に在籍するLD（学習障害）等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図った。

(教育委員会 21 2-80頁)

- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施した（対面相談2,190件、健康相談113件、電話相談746件）。

(教育委員会 44 2-85頁)

- 子どもの基本的人権や「子どもの最善の利益」に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に關係記事を掲載した。

(文化市民局 45 2-17頁)

高 齢 者

【23年度の主な取組実績】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する体制の強化を図った。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保した。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保した（利用件数8件）。

（保健福祉局3 2-22頁，保健福祉局67 2-31頁）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めた。
（保健福祉局68 2-31頁）

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し（1回開催）、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進した。

（保健福祉局67 2-31頁）

- 高齢者に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に関係記事を掲載した。
（文化市民局45 2-17頁）

- バリアフリーについては（全般）を参照。（都市計画局 2 2－35頁）
- ユニバーサルデザインについては（全般）を参照。
（保健福祉局 9 2－23頁）

障害のある人

【23年度の主な取組実績】

- 障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進した。具体的には、障害のある方の就労を支援するため、就労支援スキルアップ研修会（計15回開催、延べ412名参加）、障害者雇用企業見学会（計3回）や、障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業補助金の交付（3件）を実施した。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、実施職場を拡大した（16職場、20名参加）。

（保健福祉局4 2-22頁、保健福祉局24 2-25頁）

- 身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能*2を活かしつつ、障害者団体・家族団体や障害者地域自立支援協議会等との連携を図る中で積極的な地域相談活動の展開と市民周知等を推進した。

（保健福祉局15 2-24頁）

*2 ピアカウンセリング機能

同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して、きめ細かなサポートを行うことで、地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や、知的障害や精神障害のある人などの権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築するため、京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡協議会を開催するとともに、権利擁護に関する広報、啓発等を行った。（保健福祉局67 2-31頁）

- バリアフリーについては（全般）を参照。（都市計画局4 2-35頁）

- ユニバーサルデザインについては（全般）を参照。

（保健福祉局9 2-23頁）

同和問題

【23年度の主な取組実績】

- 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務
引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めた。なお、資力があるにもかかわらず返還に応じない借受者2名に対して、最終催告書通知のうえ、返還請求訴訟を提起することとなった。
(文化市民局3 2-9頁)
- 市立浴場等の地区施設について
市立浴場については、嘱託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化、利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んだ。
また、民間浴場との料金格差解消に向けて入浴料金の改定を行った(平成24年3月)。
(文化市民局3 2-9頁)
- 人権教育・啓発の推進について
啓発・相談活動を効果的に実施するため、社会の構成員である市民と企業への啓発の一体的な取組を推進するとともに、市民に最も身近な地域の行政機関であり様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所や関係機関と連携しながら対応した。
(文化市民局3 2-9頁)

外国人・外国籍市民

【23年度の主な取組実績】

- 22年度に引き続き、本市の多文化共生に関する取組についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」の第1期懇話会を開催した。外国籍又は外国にルーツをもつ7名の公募委員を含む計12名の委員が、多文化共生の地域づくりについて議論した（4回開催）。（総合企画局9 2-7頁）
- 外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施した（22回実施, 延べ参加人数836名）。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供した。（総合企画局1 2-6頁）
- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施した。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣した（利用者数1, 174名）。（総合企画局10 2-7頁）
- 外国籍市民等が、行政窓口で日本語による意思疎通が図れない場合や、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週2日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施した。（総合企画局7 2-6頁）
- 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施した。（保健福祉局8 2-23頁）
- 外国人や外国籍市民に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に関係記事を掲載した。（文化市民局45 2-17頁）

感染症患者等

【23年度の主な取組実績】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行ったほか、月2回、下京保健センター（午後6時～午後7時30分受付）において夜間即日検査（予約制）を実施すると共に、更なる受検機会の確保を図るため、京都工場保健会（午後4時～午後6時受付）において休日（土曜日）即日検査（予約制）についても、継続して実施した。
(保健福祉局6 2-22頁)
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）に基づき、京都市におけるH I V検査・相談体制を拡充することでH I V検査の普及・推進を図った。
(保健福祉局2 2-22頁)
- 市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデー（12月1日）に合わせて、街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施した。
(保健福祉局93 2-34頁)
- 感染症患者等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に関係記事を掲載した。
(文化市民局45 2-17頁)

ホームレス

【23年度の主な取組実績】

- 自立のための支援を強化することを目的に、就労による自立意欲と能力を有するホームレスに対し、自立支援センターにおいて求職活動の拠点となる宿泊場所を提供（入所者45名）し、就労に関する相談を中心とした社会生活に向けての指導・援助活動を展開した。

また、ホームレス能力活用推進事業として、直ちにフルタイムでの就労が困難な者等を対象として、職業訓練的な職の開拓に取り組むとともに、本市からも職業訓練的な職の提供を行った。（職業訓練的な職に従事した人数100名）。
(保健福祉局32 2-26頁)

- ホームレスに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に関係記事を掲載した。
(文化市民局45 2-17頁)

その他の課題

【23年度の主な取組実績】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権啓発情報誌や市民しんぶんにおいて取り上げるなど、広く周知を図った。

(文化市民局45 2-17頁, 文化市民局46 2-18頁)

- 平成23年4月に施行した京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、(公社)京都犯罪被害者支援センターに設置した京都市犯罪被害者総合相談窓口を拠点として、相談をはじめとする各種の支援、犯罪による生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供、こころのケア等の支援を行った。

また、犯罪被害者を社会全体で支えるまちづくりを目指した教育活動や啓発事業を実施した(【相談実績】電話相談640件, 面接相談206件, 直接支援440件)。(文化市民局22 2-13頁)

- プライバシーの侵害やインターネットにおける人権侵害等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に關係記事を掲載した。

(文化市民局45 2-17頁)